

5 瀬 情 個 第 1 号  
令和5年5月10日

瀬戸市長 川 本 雅 之 様

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 江坂正光



個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応について  
(答申)

令和5年4月26日付け5瀬まち第22号の諮問について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 条例要配慮個人情報について

瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入に伴い保有する性自認及び性的指向に関する情報について、条例要配慮個人情報として瀬戸市個人情報保護法施行条例に規定することが適当である。